

# 社会福祉法人 博愛 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人博愛 理事長に毎月支給する報酬について定めるものとする。

(報酬の額)

第2条 報酬の額は月額100,000円とする。

(手当)

第3条 手当では支給しない。

(報酬の支給日)

第4条 報酬の支給日は毎月末締め、翌月10日とする。

2. 前項の支給日が、休日に当たる時は、その直前の休日でない日とする。

(報酬の支払い方法)

第5条 報酬は、次に掲げるものを控除し、銀行振り込みにて支払う。

(1) 源泉徴収税

## 附 則

この規程は平成28年4月1日より施行する。

この規程は平成29年7月1日より施行する。